

令和4年度介護職員初任者研修支援事業実施要項

1 目的

介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した後、茨城県内の高齢介護施設・事業所（以下「事業所等」という。）に介護職員として就業した者又は既に事業所等に就業しながら初任者研修を修了した初任段階の介護職員に対し、受講費用の一部を助成することで、介護分野への就業及び定着支援を図ることを目的とする。

2 助成対象

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 初任者研修修了後、県内の事業所等に就職した者。

令和3年4月1日以降に初任者研修を修了し、研修修了後、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に事業所等に介護職員として就職した者とする。

(2) 県内の事業所等に就業後、初任者研修を修了した者。

令和3年4月1日以降に事業所等に介護職員として就業し、就業後、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に初任者研修を修了した者とする。

※ 初任者研修に対し、その受講費用の一部又は全額に関わらず、他の補助金等の交付を受けている、あるいは受ける予定のある者は対象外とする。

3 申込者

上記2の条件を満たす就業者とする。

4 募集期間

令和4年5月17日から令和5年3月15日（必着）

※ 初任者研修修了及び就職が3月15日以降となる場合は、修了見込み・就職見込みで申請し、修了証明書（写）及び雇用を証明する書類（写）が提出されてからの決定とする。

5 助成費用

初任者研修の受講にかかった金額のうち、初任者研修実施機関に自己負担で支払った受講料及びテキスト代を対象とする。ただし、助成の上限額は90,000円とする。

6 助成人数

80名程度で予算の範囲内（先着順）とする。

募集期間内であっても、予算を超えた場合は受付を終了することがある。

7 実施手順

(1) 助成対象の条件を満たす就業者は、本事業の申込みにあたっては、「令和4年度介護職員初任者研修支援事業利用申込書」（様式第1号）を添付書類とともに、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）あて提出するものとする。

- (2) 本会は、申込書類を確認後、助成の可否について決定し、様式第2-1号もしくは様式第2-2号により通知するものとする。
- (3) 就業者は、助成が決定した際には、本会あて様式第3号にて助成金の請求を行うものとする。
- (4) 本会は、様式第3号による請求に基づき所定の口座へ助成金を送金するものとする。

8 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会の個人情報保護規程に基づき適正に管理するものとする。

9 提出・問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（担当：仲田）
〒310-8586 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
TEL：029-244-4544 FAX：029-244-4543